

「後見支援預金」お手続きガイド

山梨中央銀行「後見支援預金」をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
本ガイドでは、「後見支援預金」におけるお手続き方法等をご紹介します。

＜後見支援預金の特徴＞

- ・「後見支援預金」の口座（以下、「管理口座」といいます）と成年（未成年）後見制度の利用口座（以下、「生活口座」といいます）の2種類の口座をご利用いただきます。
- ・口座開設（契約締結）以降のお手続き（追加預入、払戻し、定額自動送金の設定、変更、解約）は、すべて郵送でのお取扱いが可能です（管理口座から現金での出金はいたしかねますので、管理口座と生活口座間等でのお振替えまたはお振込みとなります）。

1 「払戻し」 ※管理口座から生活口座へのお振替え

受付方法	必要書類	送付方法	備考
ご郵送	・裁判所からの指示書（払戻し）（原本） ・お通帳（管理口座、生活口座の2種類） ・後見支援預金 払戻請求書 兼 入金票 太枠内すべて（ご記入日、日中のご連絡先、取扱店名（管理口座・生活口座）、口座番号（2箇所）、お名前（2箇所）、預金種目、金額）をご記入のうえ、お届け印を押印ください。 ご出金口座：管理口座 ご入金口座：生活口座	・専用の宛名ラベルを封筒にのり付けしてご郵送ください。	・必要書類を受付後、ご指定の金額を管理口座から生活口座へ振替え入金いたします。 ・生活口座からのご出金は、店頭またはATMをご利用ください。

2 「追加預入」 ※生活口座から管理口座へのお振替え

受付方法	必要書類	送付方法	備考
ご郵送	・裁判所からの指示書（追加預入）（原本） ・お通帳（管理口座、生活口座の2種類） ・後見支援預金 入金票 兼 払戻請求書 太枠内すべて（ご記入日、日中のご連絡先、取扱店名（管理口座・生活口座）、口座番号（2箇所）、お名前（2箇所）、預金種目、金額）をご記入のうえ、お届け印を押印ください。 ご入金口座：管理口座 ご出金口座：生活口座	・専用の宛名ラベルを封筒にのり付けしてご郵送ください。	・必要書類を受付後、ご指定の金額を生活口座から管理口座へ振替え入金いたします。

他行のお口座から資金を
ご入金される場合

- ・当行の生活口座へ一旦、ご入金ください。
- ・以降のお手続きは、2.「追加預入」と同様となります。

現金をご入金される場合

受付方法	必要書類	送付方法	備考
ご郵送	・裁判所からの指示書 (定期送金額の変更)(原本) ・定額自動送金サービス解約届 お申込日、おところ、おなまえ、項番2. 3. をご記入のうえ、お届け印を押印ください。 ・定額自動送金依頼書 お申込日、おところ、おなまえ、電話番号、項番2. 3. 4. をご記入のうえ、お届け印(2箇所)を押印ください。	・専用の宛名ラベルを封筒にのり付けしてご郵送ください。	・必要書類を受付後、ご指定の内容にて定額送金金額の変更を行います。

受付方法	必要書類	送付方法	備考
ご郵送	・裁判所からの指示書 (解約)(原本) ・お通帳 (管理口座)(生活口座※解約金を当行口座に入金する場合) ・後見支援預金 解約依頼書 兼 入金票 太枠内すべて(ご記入日、日中のご連絡先、取扱店名(管理口座)、金融機関名・支店名(ご入金口座)、口座番号(2箇所)、お名前(2箇所)、預金種目)をご記入のうえ、お届け印を押印ください。 ※解約後のご入金口座は、「指示書」に送金先口座の記載がある場合は、同一の内容をご記入ください。 ・成年後見・未成年後見制度に関する届出書 ・定額自動送金サービス解約届(定額自動送金サービスをご利用の場合)	・専用の宛名ラベルを封筒にのり付けしてご郵送ください。	・必要書類を受付後、解約手続きを行います。

ご留意事項

- ・ 銀行所定の帳票に管理口座・生活口座の口座名義をご記入される際は、実際のお通帳の印字にかかわらず、「〇〇〇〇(預金者名) 成年(未成年)後見人 □□□□(後見人名)」とご記入ください。
- ・ 指示書の指示日から2週間以内に当行に到着するようにご郵送ください。
- ・ 封筒は、定型の封筒をご用意ください。(長形3号または4号) タテ14cm～23.5cm ヨコ9cm～12cm
- ・ 宛名ラベルがはがれてしまうと、お手続きができなくなりますので、はがれないよう全面をのり付けしてください。
- ・ お通帳はお手続き完了後に簡易書留にて返送いたします。
- ・ 家庭裁判所等への提出用として、お口座の取引履歴をご希望の方は、店頭窓口にて「取引明細発行依頼書」をご提出ください。
※ 発行手数料: 1枚につき55円(税込)をご負担いただきます。